

金融システムの安定性*

—効率性、公平性、安定性—

名古屋市立大学経済学部 根津 永二

1. はじめに

銀行業は一つの産業であり、銀行は収益を最大化しようとする一つの企業である。従って、一般の企業と同じ土俵の上で戦っている。資本主義経済は、価格をシグナルに資源配分を行う。利潤を追求する過程で、商品を生産し、雇用を創出し、人々の効用を高める。従って、企業は公的な存在である。しかし、そこで合理的な行動をすると仮定されている経済主体は功利主義の原理に立って行動する主体でもあり、潜在的にモラルハザードを保持している。とくに、金融取引ではモラルハザードは生じやすい。従って、ルールや市場規律によってモラルハザードを封じ込める必要がある。個人のモラルハザードを封じ込め、効率性を増大させるように導くためにも、経済主体は相互にモニタする機構が必要である。

モニタリングについては、以前には、銀行は預金者や株主の付託に応えて（エージェントとして）、貸出先の企業のモニタリングを行うことが求められた。しかし、現在では、銀行自体がモラルハザードを行う主体でもあり、銀行自体をモニタする必要性が強調されている。現在のブルデンシャル政策の中心は、監督機構や市場による銀行自体のモニタリングにある。

他の企業に比べて、銀行はある面では特有である。特有さは、二つの点で現れる。すなわち、(1)銀行が果たす機能あるいは役割と(2)その機能を果たす上の資産・負債構成上の問題である。

(1)については、預金業務、貸出業務、決済業務からくる銀行の公共性である。もちろん、最近では、銀行と他の金融業の差は縮小してきており、どの機能あるいは役割を銀行固有の機能とするかが問われている。しかし、貨幣経済ではすべての取引は貨幣を媒介として行われるので、決済に関わる業務が銀行の公共性と最も密接に関連しているとみなすことには異論はないであろう。もちろん情報技術の進歩で、電子決済等の新しい決済方式や銀行を通さない決済の比重が増加しているので、銀行業務と公共性も新

たに再検討される問題になってきている。

(2)については、①多数の預金者、②過小資本・多い負債、③高い流動性の必要性、から発生する。

銀行は多数の預金者から資金を受け入れているという事実は、銀行業では重要である。預金の払い戻しに必要な流動性は、大数の法則で、かなり安定している。しかし、銀行業を取り巻く環境は絶えず変動しており、すべての取引はリスクを伴っている。銀行は、常に流動性を確保できる状況にならなければならない。従って、銀行業は一定の流動性を確保した上での利潤の最大化を行う企業である。個々の銀行が流動性を確保できない場合は、二つのケースがある、(a) solvent but illiquid(経営は破綻していないが、流動性不足である)ケースと(b) insolvent and illiquid(債務超過でかつ流動性不足である)ケースである。中央銀行は、最後の貸し手として、流動性を供給する。経済全体の信用秩序を維持するためである。しかし、中央銀行は、債務超過の銀行にたいして資金援助はしない。これは政府や預金保険機構の問題である。

本稿では、金融システムの秩序をいかに維持するかという問題を、金融システムの変遷をたどりながら検討する。

2. 金融システムの変遷

アメリカと日本の金融システムの変遷を見ると、「金融システムは未成熟な市場原理のシステム」→「市場の混乱」→「システム安定性のための規制システム」→「規制の弊害」→「競争促進的な市場経済」と「システム安定化への対策」へと移行している。それを図式化すると以下のようにまとめられよう。

*平成12年1月27日(木曜日)、経済学部附属経済研究所の平成11年度のプロジェクト研究報告会が開かれた。その折りに、塩見治人経済学部長及び信國真蔵経済研究所長の特別の取り計らいで最終講演の機会が与えられた。本稿は、その折りの講演をもとにまとめたものである。塩見治人経済学部長、信國真蔵経済研究所長そしてご出席下さった方々に深謝します。

アメリカ	日本
1 1929年以前 未成熟な市場経済 無秩序な競争・モラルハザード ↓ 2 金融システムの破綻 大恐慌(1929年)→1933年・1935銀行法 (レギュレーションQ・グラス・スティーガル法など) ↓ 3 20世紀型金融システム 金融危機の波及の防止 金融システムの破綻の防止 銀行の経済力集中の防止 ↓ これらの防止のための 競争制限的システムの各種規制の導入 (金利・手数料、預金保険制度、 銀行と他の金融業の分離) この規制システムの欠陥： 競争制限による革新の停滞 の弊害、保護によるモラルハザード 銀行の経営破綻の多発(1980年代) →破綻処理機構の構築による迅速な対処 金融自由化の促進 → 金融システム不安の早期封じ込めに成功	1 1927年以前 未成熟な市場経済 無秩序な競争・モラルハザード ↓ 2 金融システム破綻 金融恐慌→1927年銀行法 (最低資本金導入、兼業の禁止、 配当制限、金利競争の制限等) ↓ 3 戦後の日本型金融システム 経済成長志向の金融システムの構築： 信用秩序の維持のための護送船団 行政と競争制限的規制の導入 (金利規制、業務分野規制、 内外市場分担規制等) ↓ 規制と調整に支えられた日本型システム →行政依存・横並び体質、金融革新の 停滞、モラルハザード、システム・リスク対策の 遅れ→不良債権処理の遅れ、破綻処 機構の構築の遅れ→金融システムの脆弱
4 21世紀の金融システム グローバルな市場原理に基づく 金融システムの構築 情報開示と自己責任 信用秩序の維持には、リスク封込めのスキーム 早期是正措置(BIS比率規制重視) 市場規律、リスクに応じた預金保険料	4 21世紀の金融システム 日本版ビッグバン：フリー、フェアー、 グローバルなシステムの構築 システムの安定性には、アメリカ型早期 是正措置の導入(自己査定と検査体制の確立、 リスク管理の徹底、BIS比率規制重視)

3. 安定的な金融システム

21世紀型の金融システムは、基本的には効率性の重視である。しかし、よく指摘されることであるが、効率性と安定性および公平性はしばしば相反する関係にある。そこで、効率的な金融システムでいかに安定性を確保するか、これが、21世紀の金融システムでは重要な課題になる。システムの安定化の政策はプルーデンス政策(介入政策)といわれている。

その基本は「市場機能の十分な発揮と必要最低限のセフティー・ネットの提供」である。ちなみに、従来のプルーデンス政策は「銀行を破綻させないとによるシステム・リスクの回避」と表すことができよう。これに対して、新しい政策は「銀行の淘汰を前提とした場合のシステム・リスクの抑制・回避策」である。

さて、1980年代の金融のシステム・リスクが深刻になった頃に、アメリカを中心に次のような2つの提案がなされている。(1)「コアバンク」・「ナローバンク」のスキームと(2)「リスク封じ込め」のスキームである。

(1)一つの安定化のためのスキームとしては、「コア・バンク論」とか「ナローバンク論」と云われている提案である。

そもそも、銀行はいかに流動性を確保するかは、銀行理論の初期から最も重要な問題であった。周知のように、「健全な銀行のあり方」として、真正手形理論(real bill doctrine)があった。銀行は自己流動的な資産を保有して決済手段を供給するならばもっとも安全であると考えられた。しかし、手形割引による貸付でも信用リスクはあるので、基本的には

真正手形理論に基づく銀行経営でも必ずしも充分な流動性は確保できない状況はいくらでも発生する。

(ちなみに、1933年のグラス・スティーガル法のグラスは真正手形理論の信奉者であった、高橋順[1999上下])。

そこで提案されたのが、商業銀行の安定性の確保のために、信用仲介機能と決済機能を分離するという考え方である。いわゆる、シカゴ学派などの当座預金に対する100%準備金もこの系譜に属する。しかし、この考え方をきわめて保守的で、銀行の信用創造機能を全く否定してしまうことになる。

そこで、銀行破綻が多発した1980年代に、多くの提案がなされた。これらの提案も多種多様であるが、最も基本的な点は、新構想の銀行は国民生活に不可欠な決済性預金を発行して、日常生活に必要な金融サービスを提供し、他方、運用は国債など政府の担保についている証券に投資するか健全な個人や中小企業に融資する銀行である。

政府証券に限る場合は「担保付き銀行」といわれることもある。この新しい「コア・バンク」、「ナローバンク」あるいは「担保付き銀行」は、他の金融機関とは区別して、その安全性は国が定めるさまざまなセフティーネットで保証される仕組みになっている。その他の金融機関は、情報開示と自己責任で経営し、他の一般の企業と同様にセフティーネットで保護されることはない(千田[1998], Franklin[1996]等)。

ナローバンクの一つの考え方とは、金融持株会社(Financial Holding Companies)を利用する方式である。金融持株会社の下に、Narrow Banks(or Safe Banks)と貸付子会社を保有する。

このナローバンクは、預金を受け入れ、流動性の極めて高い安全な証券(財務省証券TBと連邦政府保証証券)のみに投資、貸出活動は行えない。ナローバンクのみ決済システムに接近できる。

他方、貸付子会社によって貸付活動を行う。この会社は、預金を受け入れない。預金保険の対象となるない債務が自己資本で資金調達をする(CPや各種の金融債の発行で資金を調達する)。銀行業務と非銀行業務は別法人でなくてはならないし、ナローバンクは

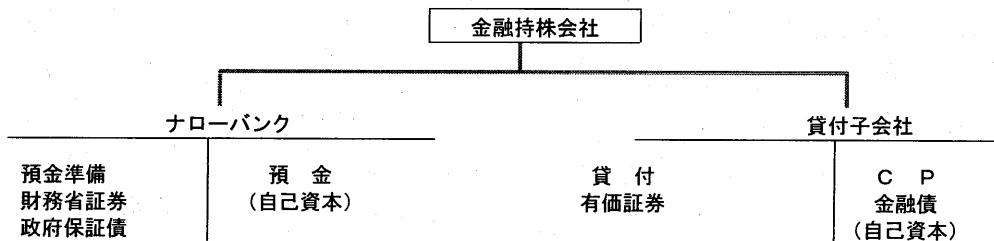
低い自己資本比率でよい。

(2)もう一つは、「リスク封じ込め」のスキームである。信用秩序を維持するための政策あるいは規制は、プルーデンス政策とかプルデンシャル・レギュレーションと云われるが、効率性を重視する21世紀型システムでのプルーデンス政策は「市場機能の十分な發揮と必要最低限のセフティーネットの提供」という考え方方が基本である。また、競争促進的な21世紀型システムでは、銀行は各種のリスクの囲まれており、銀行破綻はあり得るという前提に立ったプルーデンス政策を検討することになる。すなわち、「銀行の淘汰を前提とした場合のシステム・リスクの抑制・回避策」である。これに対して、従来からのプルーデンス政策の考え方とは「銀行を破綻させないことによるシステム・リスクの回避」と表すことができる(小田信之・清水季子[1999])。

このスキームでは自己資本比率(BIS規制)のようなプルデンシャル・レギュレーションを充実させることと、金融機関の「継続的な情報開示」と財務内容の悪い金融機関には「早期是正措置の発動」が要点である。これによって、リスクを閉じこめて、システム全体に伝播することを防ごうとするのである。このスキームの要点は、「ガンの早期発見・早期除去で、ガンが他に転移することを防ぐ」ことにあら。そして、このような競争システムでは、セフティーネットの一環として、信用不安を予防するための流動性の供給と検査・監督体制の充実が極めて重要になる(Litan & Rauch[1997])。

(1)の新構想のシステムでは、新しい銀行を作る必要がある(しかし、情報化の進展で、電子決済業務が銀行以外の事業会社が手がけるようになると、決済業務を行う銀行の構造も現実味を持ってくる。たとえば、イトウヨーカ堂の決済銀行への進出構想)。もちろん、新しい銀行が採算に合う銀行であるかどうかの検討も必要である。

これに対して、システム(2)は現在のシステムの補強・修正であり、大幅な機構改革の必要はない。今後は(1)の方式に特化する企業が現れ、従来の銀行と併存するようになるであろう。



しかし、最も肝要な点は、いずれの構想であれ、それでシステム・リスクが封じ込められるか否かという点であるが、これについては懐疑的にならざるをえない。最近、ニューヨーク株式市場が軟調になって、ヘッジ・ファンドの経営が危機に陥ったときには、FRBが民間銀行に融資の継続を要請している。銀行の大型融資先の破綻は、融資銀行グループの財務内容を一気に悪化させ、リスクを全体に伝播させて、システム・リスクを誘発するからである。また、金融システム・リスクは様々な形で発生し、「リスクの封じ込め」のための手だても一筋縄ではいかないことを示している。FRBもシステム・リスクは増幅するので、その芽は早く摘まなくてはならないことを充分認識している、と解することができる。

現代の世界経済は、市場化と情報化で特徴づけられ、市場化と情報化によってボーダーレス経済になっている。資本の移動は速いので、危機は世界的な規模で伝播する。決済機構のみ守れたら問題はないとはいえない。ノン・バンクの破綻も多発すれば金融システム・リスクにつながるであろう。実際、新しいBIS基準では、ヘッジ・ファンドの影響も考慮にいれている。

プルーデンス政策の中心はBIS規制である。新しいBIS規制の考え方を次のセクションでまとめておこう。

4. 新しいBIS比率：

(A) 現行のバーゼル合意の問題点

- ①一般事業向け貸出にたいするリスク・ウエイトは一律に100%であり、信用リスクを正確に反映していない。
- ②銀行の財務状態の適切な指標になっていない。
- ③リスク削減方法使用しても所要資本額は削減されない。
- ④キャッシング勘定の信用リスクとトレーディング

勘定のマーケットリスク以外への自己資本付加を明示的に織り込んでいない、等が指摘されている（秀島弘高[1999]）。

つぎに、これらの問題点を解消するにあたっての見直しの基本方針は以下の通りである；

(B) 見直しの基本方針：

- ①引き続き金融システムの安全性と健全性を促進すること。
- ②競争上の平等を高めること。
- ③自己資本規制を実際のリスク状況とより整合的にし、金融技術革新に対応できるようにすること。
- ④引き続き国際的活動をする銀行を対象にすること。

(C) 新たな自己資本合意の枠組みの提案：

- ①最低所要自己資本（リスクをより的確に反映する）。
- ②監督上の検証プロセス（銀行が自己資本の目標水準を設定し、満たさない場合は、早期介入を行う）。
- ③市場規律（自己資本の構成内容等についてディスクロージャーの充実を促すことで、市場の銀行に対する評価が銀行の資金調達状況に反映されることを通じ、市場が銀行行動を規律づけるメカニズムの活用），から成り立っている。

(D) 最低所要自己資本の算定見直し：

- ①信用リスクに対する最低所要自己資本の算出方法の改良：信用リスクについては、3つの算出方法を提案している。第1は、外部信用評価機関（格付け会社、信用調査機関）の評価の活用することで、信用リスクの差を企図した「標準的アプローチ」、第2に、先進的なリスク管理を行っている銀行への適用を想定した「内部格付けアプローチ」が示されている。また、第3のさらに高度なアプローチ「信用リスク・モデル・アプローチ」にも配慮している（当面の採用には慎重な姿勢）。

②新たに、その他のリスク（バンキング勘定の金利リスクやオペレーション・リスク等）も対象にする。ここで「標準的アプローチ」とは、新たに提案されたリスク・ウエイトの体系のことである。銀行の貸出資産の大半を占めている格付けを取得していない先に対する債権は従来どおり100%リスク・ウエイトであり、8%の資本増強が必要である。新しい「標準的アプローチ」では、リスクウエイトは0-150%であるが、リスクウエイト150%の貸出は1単位の貸付で、12%の資本の増強が必要になる（〔自己資本（K）／1.5貸出（L）〕 = 0.08なら、K=0.12、すなわち12%）。以上のような対応の他にもヘッジ効果にたいする認識、ヘッジファンド向け与信の経験にも配慮している（秀島弘高[1999]）。

(E) プルデンシャル・レギュレーションの強化
このための対策としては、以下のようにきめ細かいプルデンシャルレギュレーションの設定とそのルール化および「情報開示」と「早期是正処置」が考えられる。

- ①自己資本比率規制（BIS規制）は取引の都度再計算し、その値を定期的に開示。
 - ②リスク評価の精緻化：信用リスク、市場リスク、為替リスク、デリバティブ等のリスク評価とリスクに応じた引き当ての徹底。
 - ③大口取引規制、資産の分散運用によりリスクを分散等（バランスシート規制）。
 - ④信用取引（デリバティブ）のレバレッジの効果を小さくすること（信用取引の証拠金率（補償金率）を一定の範囲に規制）。
 - ⑤国際短期資本移動の規制（トーピン・タックス（外国為替取引税）：国際短期資本の過度の流入出を規制、チリ方式の規制等）。
 - ⑥ブルデンシャル・レギュレーションはやや緩い基準ですべての金融機関に適用し、情報は公開する。

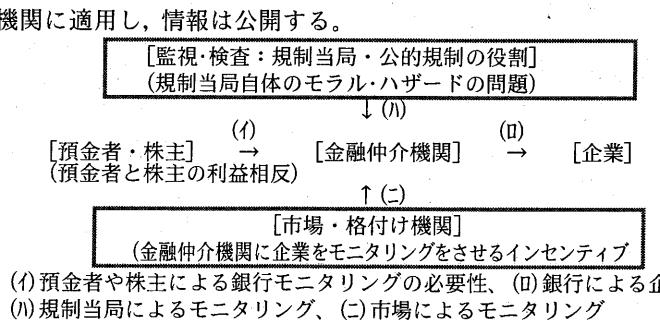
準ですべての金融機関に適用し、情報は公開する。

- ⑦個人・中小企業に対する金融サービスを提供する国内リテール金融機関の育成。
- ⑧規制はルール化して、規制の恣意制を排除し、金融政策で機動的に変更する。

5. 監視機構

銀行特有の問題は、先にも述べたが、①多数の預金者、②過小資本、多い負債、③高い流動性の必要性、から発生する (Dewatripont M. & Tirole J [1994])。銀行は貸出先である企業に関する情報を生産し、預金者・株主の代理人として企業をモニターする。銀行の役割として、金融仲介機関に委託されている「モニタリング機能」が重視される。しかし、これは銀行の役割についての従来型の認識である。資本主義経済は、「潜在的モラルハザードの保持者である経済主体を相互にモニタすること」を必要とする。金融仲介機関も「逆選択」や「モラルハザード」をもつ企業として認識される、したがって、金融機関に対する「モニタリングの必要性」が強調されるようになる。銀行に対する債権者は銀行をモニターすることになる。

債権者としては株主、社債の保有者、預金者が存在する。ここで問題になるのは「多数の株主（投資家）」と「多数の預金者（債権者）」が「モニタリング」を必要とするが、預金者は監視する手段をもっていないことである。ここに、預金者に変わって金融機関を監視する仕組みが重要になる。預金者には小口の多数の預金者が存在するので、公的な機関が代理人として「モニタリング」の役割を果たすことになる。言い換えると、「多数の株主」、「多数の預金者」の利益を守ることは信用秩序の維持の内容であるが、規制当局の「監視・検査（ルール・規制の遵守等）」と、格付け機関の「格付け」が必要になる。規制のルール化が〔最低所要資本量、BIS比率規制〕等である。



6. 中央銀行の役割：最後の貸し手機能と流動性の供給

6.1 流動性の供給

新しい日本銀行法では、「信用秩序の維持」が目的であり、理念としての「物価安定」をとおして「信用秩序の維持」に資することになっている。

銀行は、多くの預金者の預金を集めて貸出を行うし、銀行のその他の債務の保有者は主として金融機関である。したがって、銀行の財務構造は構造的に信用不安を拡散・伝播する性格を持っていると云うことができる。

中央銀行の役割は、solventではあるが、一時的に流動性不足(illiquid)に陥る銀行に対しては、「信用秩序の維持」の観点から、充分な流動性を供給することが期待される。一時的な流動性の不足とは、銀行資産の転嫁によって流動性を確保することができる状態であっても、市場の状況によっては、借り入れが困難になると、資産の流動化までには時間がかかるとか、流動化のための打歩(プレミアム)がきわめて大きくなるような状況である。

支払不能(insolvent)になる銀行に対しては、これは破産処理の対象になり、基本的には、中央銀行の一時的救済の対象にはならない。しかし、そのような場合でも、放置することにより、「信用不安が拡散する」と見なされる場合には、当該銀行の救済ではなく、流動性の供給が必要になる。insolventな銀行に対する流動性の供給は、その資金が回収不能になるような場合には政府が保証する必要がある。これによって、中央銀行は、中央銀行自体が「信用不安」に対して、中立的であり得るわけである。

このような視点からみると、1998年11月移行にとられた中央銀行の流動性の供給方針は、中央銀行の役割を果たす上で適切な措置と評価できる。

6.2 景気対策としての流動性の供給

信用不安は、景気動向に左右されることも少なくない。低金利政策から高金利政策への転換のケースでは、金融機関の保有する有価証券は価格が下落して、資本損失を招く、これが銀行の経営破綻に導くことは少なくない。アメリカのコンティネンタル・

イリノイ銀行の破綻の一端はこのケースにあたる。

これとは別に、不況の状況で、信用不安に対処する程度の流動性は充分に供給されている状態で、さらに景気浮上のために流動性を供給すべきか否かは、「景気」と「信用秩序の維持」と「流動性の供給状況」についての中央銀行の判断に依存する。1998年の「調整インフレ論」についての議論がこれに属する。

日本銀行は、「信用秩序の維持のため」と「景気回復」をにらんで、流動性を潤沢に供給し、短期金利は0.02%程度に低下している、いわゆるゼロ金利政策である。これに対して、さらに流動性を供給して、インフレによって実質金利を低下させ、景気対策にすべきであるという議論がある。この議論には、現在の円高局面で日銀はドル買い・円売り介入を行い、しかも、市場に流れた円資金については、そのまま市場に放置するべきであるという議論も加わっている(非不胎化政策)。この問題ではインフレによる景気回復についての是非論がある。「インフレによる経済問題の解決は一種のモラルハザード」(Dewatripont, M. & Tirole, J. [1994]) の「日本語版への序文」(青木昌彦)、という意見もある点は注目すべきである。

このほかにも、ベース・マネーはコントロールできるか、日銀による流動性の供給はなお不十分か、他の市場へのマイナス効果なしに今以上の流動性の供給は可能か、市中銀行の準備はどのように変化するか、溢れた過剰流動性の短期金融市場への影響は問題ないかななど、検討すべき問題は少なくない。筆者は、現状の流動性の供給でほぼ充分であろうと考えている(根津[1999])。

参考文献

- 青木昌彦(1996)『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社
- 青木昌彦, Kevin Murdock 奥野(藤原)正寛(1997)「『東アジアの奇跡』を越えて市場拡張的見解序説」, 青木昌彦・金基・奥野(藤原)正寛編, 白鳥正喜監訳(1997)『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社 (The Role of Government in East Asian Economic Development comparative Institutional Analysis, Oxford University Press Inc., New York 1996)
- 朝倉孝吉(1991)『新編 日本金融史』日本経済評論社
- 伊藤修(1996)「日本型金融システムの歴史・現状・将来」『金融』pp. 18-25, 1996. 1
- 岩村充「金融システムの安定性と発展」『金融経済研究』第9号1995, 7 (日本銀行金融研究所)
- 植田和男(1995)「金融システム・規制」『現代日本経済システムの源流シリーズ現代経済研究6』(岡崎哲二・奥野正寛編) 日本経済新聞社
- 岡崎哲二・奥野正寛(1995)「現代日本の経済システムとその源流」『現代日本経済システムの源流シリーズ現代経済研究6』(岡崎哲二・奥野正寛編) 日本経済新聞社
- 小田信之・清水季子「ブルーデンス政策の将来像に関する一考察: 金融システムの効率性・安定性の両立へ向けて」『金融研究』(1999)08/18巻3号)
- 貝塚啓明(1994)「金融規制」貝塚啓明・植田和男『変革期の金融システム』東京大学出版会
- 千田純一(1998)「ナローバンキングと金融システム」日本証券経済研究所グローバル法研究会『業界問題を越えて一日米金融制度改革の研究一』日本証券経済研究所高島順「21世紀の銀行業ー今後の銀行規制のあり方を考える(1)」『金融財政事情』1999. 3/15号)
- 高島順「21世紀の銀行業ー今後の銀行規制のあり方を考える(2)」『金融財政事情』pp28-33, 1990, 3/22
- 高橋亀吉・森垣淑(1993)『昭和金融恐慌史』講談社学術文庫寺西重郎(1995)「メインバンク・システム」『現代日本経済システムの源流シリーズ現代経済研究6』(岡崎哲二・奥野正寛編) 日本経済新聞社
- 根津永二・辻正次・千田純一・奥野博幸・櫻川昌也(1995)『やさしい日本の金融の話』有斐閣
- 根津永二(1999)「中央銀行の役割とバランスシート」『オイコノミカ』第36巻, 2号
- 秀島弘高(1999)「バーゼル合意意見直しに関する市中狭義ペパーについて」『金融』7
- 三木谷良一(1997)「中央銀行の最後の貸し手機能について」『金融経済研究』第11・12,
- 村本利雄(1995)「金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について」『金融経済研究』第9号1995, 7 (大蔵省銀行局)
- 山家悠紀夫(1995)「金融機関の果たすべき役割、適切な機能發揮」『金融経済研究』第9号1995, 7 (第一勧銀総合研究所)
- Bryan, Lowell. (1991a), *Bankrupt: Reporting the Health and Probability of Our Banking System*, Harper Business (大澤和人・志村真紀訳『銀行の破産』1992)---(1991b)
- "Core Banking", *McKinsey Quarterly*, No. 1
- Dewatripont M. & Tirole J. (1994) *The Prudential Regulation of Banks*, MIT Press
- 北村行信/渡辺努訳『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社、1996
- Franklin R. Edwards, (1996) *The New Finance: Regulation and Financial Stability*, The AEI Press, Washington, D.C., (フランクリン R. エドワーズ著『金融業の将来』家森信善・小林毅訳, 東洋経済新報社, 1998)
- Hart, A. G. (1935) "The Chicago Plan" of Banking Reform (*Review of Economic Studies*, A.E.Rに Series Readings in Monetary Theory 1962)
- Rauch Jonathan, (1997) *American Finance for the 21st Century*, The United States Department of the Treasury: U.S. Government Printing Office, (ライアン・E. ラウチとローチ・ジョナサン『21世紀の金融業ー米国財務省レポート』小西龍治訳、東洋経済(1998)
- Litan Robert R. Litan, (1987) *What Should Banks Do?*, 1987: 馬淵・塩沢修平『銀行は変わる』日本経済新聞社, 1998
- Nezu Eiji (1998) "On Reforms of Financial System in Australia-Wallis Reports-", *Oikonomika*, Vol. 35, No. 1
- 資料: 「金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会の最終答申」1997年6月14日付『日経金融新聞』